

平成24年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会会議録

日 時 平成25年2月8日(金) 午前10時30分～午前11時30分

場 所 弘前市役所2階行政会議室

出席委員 片桐康雄(会長)、奥寺開繁(副会長)、下山清司、高橋文雄、丹藤正人、葛西靖憲

出席団体(出席者) NPO法人 光の岬福祉研究会(太田)、ありんこ(一戸)、
子育てサポートかたつむり(田中)、team.Step by step(葛西)

※会議に先立ち、出席委員に対し、副市長より委員委嘱辞令が交付された。

案件(更新及び新規登録申請団体に関する協議)について

発言者	内 容
丹藤委員	<p>青森運輸支局では運営協議会に対して、オブザーバー的な立場で参加しているのですが、今回の申請案件について若干確認しておきたい点があります。</p> <p>まず1点目は今回更新が1件、新規が3件となっていますが、先ほどの必要性の資料の中で、需要より供給が上回っていると明確に示されています。ただ今回は特殊性もあり認めるという事で、協議会で合意が得られればそれで問題ないのですが、今後さらに同じような形で福祉有償運送を実施したいという団体が出てきた場合、それについても限りなく認めていくという方針なのかという事です。</p> <p>2点目は運送の対価の部分です。通学乗合・片道650円ないし540円となっていて、これは個々の利用者から徴収するという考えだと思うのですが、複数乗車した場合、3人なら×3、4人なら×4になります。その場合営利を目的としない、タクシー料金の2分の1程度と明確な基準が示されている金額を超えるのではないかと疑問です。</p> <p>3点目はかたつむりさんの申請ですが、事務所の位置が藤崎町となっています。確かに発地又は着地が弘前にある養護学校という事で営業区域としては問題ないのですが、営業所なり事務所が藤崎にあるという事であれば、適切な運行管理ができるのかという疑問があるのでその説明をいただきたいと思います。仮に適切な運行管理ができないという事であれば輸送の安全に関わるという事で登録を拒否する要件になってしまいますので、整備管理も含めて運行管理について説明いただきたいと思います。</p>
鈴木介護 保険課長	<p>まず1点目の申請を今後も認めていくかという事ですが、基本的には今の状態を見ますと供給量が需要を上回ってきているという実態で、今後も申請があれば限りなく認めるかどうかについては検討する必要があると思います。今回は障がい者の輸送という特殊性により認めましたが、これが要介護者ということになると供給が需要をだいぶ上回ってきていますので、充分検討する必要があると考えております。</p> <p>次に2点目の対価についてですが、今回申請している事業所の利用者の方には藤崎や黒石、平川市などから通う方もいます。その方達を乗せて最終地点まで行きますと、何千円とかかりますので、例えば3人乗せたとしても範囲内になるのではないかと考えています。</p> <p>次に営業所が藤崎にある場合、適切な運行管理ができるのかということですが、運行管理責任者、整備管理責任者が書かれた運行管理体制の書類を出してもらい確認しております。また、ここは障がい児のデイサービスを行っているのですが、その点においても適切に管理されていると考えております。</p>

丹藤委員	<p>1点目については今回輸送する対象者が身体・知的障がいのある児童ということですが、私は一般の身体障がい者であれば、供給量が需要量を上回れば必要ないと認識しているのですが、子供については、一般のタクシーの乗務員は対応をすることができないとあるタクシー会社から聞いたことがありますので、今回の申請については十分必要性があるとは認識しております。中でも運送の対価と運行管理につきましては確認しておかなければならないと思ったので質問したのですが、確かに黒石や藤崎からの利用者もいるでしょうが、弘前市内の利用者もいるわけですから。例えば弘前市内だけの利用者が複数乗った場合はどうするのかということです。従ってこの部分についてはもう少し検討する余地があるのではないかと思います。</p> <p>次に運行管理の件ですが、申請の書面を見ると営業所は藤崎で、整備管理運転手の方は弘前に住んでいます。ということは運行管理、対面点呼などはしないのではないかと疑問がでできます。顔色や体調などをまったく見ないですぐ運転するのが一番怖いのです。事故があつてからでは遅いので、そういう部分は徹底していただかないと、通常の運送事業者と一緒に厳しく対応していますので、担当の方が今いるのであればその部分の説明をしていただきたいと思ひます。</p>
NPOかたつむり代表者	<p>事業所は19年まで弘前で事業をしておりまして、現在は藤崎に営業所を移しているのですが、3分の2は弘前在住です。今回なぜ申請をしたかという、来年高等部に進級する第一養護学校の児童が、今まではスクールバスを使って通学していたのですが、学校の方で在籍者数が増えたことにより高等部からはスクールバスを使えなくなるという実情があり、結果として路線バスかタクシーか家族の送迎となるわけですから。路線バスは精神疾患を持ったお子さんもいるので乗せることができない、また母子家庭なので経済的余裕がなく一般のタクシーを利用することができないといった事情があり、朝の送迎だけでも私たちが対応できないかと思ひ申請したわけですから。</p> <p>事業所は藤崎ですが、弘前のすぐ隣にあるので、先ほどご指摘いただいた点に関してはしっかりと対応して運行していきたいと思ひております。</p>
丹藤委員	<p>基本的には是非頑張っていたいただきたいと思いますと思ひますが、今言ったように運行管理もしっかりやる、というのは登録の拒否要件になるので当然ですが、藤崎と弘前の離れている部分の運行管理の説明がなかったのですが、その辺はどうですか。例えば運行管理者の田中さんが、毎日運転する方の自宅まで行くのでしょうか。</p>
NPOかたつむり代表者	<p>運行管理者の私は田舎館在住ですが、事業所までは10分で行けます。整備管理者も城北なので事業所までは10分くらいで着くことのできるから、いったん事業所に来て点検してからスタートしてもらおう、ということを考えております。</p>
丹藤委員	<p>ということは当日運転する方も一度事業所に来てもらうということですね。</p>
NPOかたつむり代表者	<p>はい。今対象にしているお子さんが石渡に住んでいるので、藤崎の事業所を出発してそのお子さんを乗せて第一養護学校まで行くということを考えております。</p>
丹藤委員	<p>車も藤崎の事業所に置いているのですかね。</p>
NPOかたつむり代表者	<p>事業所に置いています。</p>
丹藤委員	<p>わかりました。</p>
高橋委員	<p>特殊性という一言でくくっていたのですが、今ご質問でもわかったように抱えている障がいの部分で必要性が高いということが今回議論になっていると思ひております。逆に言うと、介護度は高くても、普通のタクシーや路線バスを使用するという事だと思ひます。昨日都市計画課でバスの運行の住民説明会があつたのですが、市民として幅広くいろんな形で使用できるということをお知らせしていく必要があるのかなど。この協議会では介護度や障がいの度合いという細部の事を協議するのが基本ですが、供給の方が需要より上回っているという部分もあるので、市民として色々な形で幅広く公共交通機関を使用していくということをお知らせしていくということも必要であると思ひます。逆に特殊性のある部分についてはきちんと理解されるようにPRに努めていただきたいと思ひ意です。</p>

下山委員	私も意見なのですが、需要より供給が多いという事と、営業区域の問題、対価の問題で、利害が関係している者として、この会議で決める前に小委員会みたいな所でもっと詳細にわたって話し合った方が良くと思います。いかがでしょうか。
片桐会長	もう少し具体的に細かくやるということですか。
下山委員	私この協議会に出るのが2回目なのですが、この協議会は年1回だけですよ。その年1回の会議が開催される前に、利害関係者も入れて詳細にできる小委員会を開催していただいて、ある程度意見をまとめてから最終的にこの会議で決定するという段階の方が良くと思います。そうでないと、このように申請したものをほとんど全部認めるという形になって、安全な輸送ができない場合もありますから。
鈴木介護 保険課長	これまではまず事務局の方で需要と供給を調査して、そのうえで、各申請団体から提出された書類を見て最終的に判断してきたという経緯があります。今下山委員からこの場に挙げる前の段階でもう少し話し合いたいという意見につきましては、次回の会議に向けて検討させていただきたいと思います。
下山委員	先ほどの藤崎の話を伺ってますと、非常に効率的に無駄だという感じがします。回送の問題ですよ、行ったり来たりするわけですから。朝夕のラッシュ時には非常に事故が懸念される感じを受けました。それで、繰り返しになりますが、この会議の前に、需要と供給の問題もありますし、営業区域や対価の問題もありますよね。そういう面で利害が関係しているタクシー会社、運輸支局、などで小委員会を開けばいいと思います。すべて反対しているわけではなく、必要性があるものは認めるし、疑問がある点はきちんと正していただくという事が今後の安全輸送の秩序につながっていくと思いますので、今後においてそういう仕組みにさせていただきたいと思います。
片桐会長	下山委員の意見としては、この会議に入る前にワーキンググループのようなものを作って細かい、具体的な所を検討してもらうという事ですよ。
下山委員	そうです。そこで、担当事務局、利害関係者も入ってもらって認めるものは認める、おかしいものはおかしいと意見を述べてもらうんです。そうしないとのべつまくなしに認めるだけの会議になってしまうと思うのです。
鈴木介護 保険課長	今ご意見頂きましたことを踏まえて他市の状況なども聞きまして、次回からのやり方については検討させていただきたいと思います。 それと、今のご意見なのですが、他の委員の皆様はどのようにお考えなのか聞きたいと思うのですが。
丹藤委員	このような協議会では何を協議するのかといえば、有償運送の必要性や、更新の時期であれば更新の必要性、運送の対価について協議するというものです。ですから今回は光の岬さんが更新、他の3事業所さんが新規という事での協議ですが、更新の光の岬さんについては福祉有償運送をやった期間に事故などがなかったので、次回の更新は3年間、新規の事業所については2年間、その2年間の内に問題がなければ次回の更新では3年となります。 そういった更新の必要性の是非を協議する協議会という事なので、必ずやらなければならないのはその更新の時期なのです。でも今下山委員がおっしゃったのはそれだけではなく、実際に需要と供給のバランスもとれていないこともあるため、そういった実績も含めて担当者レベルで持ち寄って話し合いをしたら良いのでは、という趣旨だと理解したのですが、そういう事であれば私個人の意見とすれば開催すれば良いのではないかと思います。正式な協議会は更新・新規の時期に合わせて年に1回、2～3年に1回でいいのですが、それだけではないというのは私も思います。

高橋委員	<p>私は下山委員の意見については、プロセスという部分についての話だと思っております。ここで出てきたものは必ず決めるのかというふうには決めつけるわけにはいかないと思っております。逆に言うと、プロセスで検討すべき事項が良く検討されているかどうかということなので、事務局だけでここまで拵えたものにどのようなプロセスの考え方があるかという提言だと思います。方法論としてその前にやらなければならないというよりも、供給が上回っているけれども必要性のある方にはこうですよという提案をしているのが今日の会議だと思います。</p> <p>それを決める時だけ集まればいいか、それとも決める前に、一体弘前に住んでいる人たちはバスなどの公共交通機関をどのように使っていて、これからどんどん高齢者が増えていって、障がいの方も障がい者福祉法等でもっと地域で暮らしていくという部分を考えていくという時にこの福祉有償運送の抱える立場というものをもう少し掘り下げるという意味においては協議会というのが馴染むのかわかりませんが、市民にとって全体の公共交通そのものの対策について交通対策の課などを巻き込んで話し合う必要があると思っております。</p> <p>ただ、今言った事をこの協議会の委員で議論する事は少し荷が重いのかなとは思いますが。なので下山委員が言った、主に利害関係を調整するといったことで(小委員会が)必要なかどうかについてはよく調べていただいて、次開催する前に委員に提示していただければと思います。</p>
葛西委員	<p>この協議会はあくまでも福祉有償運送を協議する会議だと思っております。今までの委員さんの意見は充分理解しました。端的にワーキンググループを作るという以前に充分にリサーチして報告できるものは報告してほしいという事だと捉えましたので、次期の会議に向けて考えていきたいと思っております。</p>
片桐会長	<p>非常に階層、ヒエラルキーが上の議論をしなくてはいけないという事で、この会議自身に馴染まないというか、もう少し全体的な検討をしなければいけないと思いましたが、ワーキンググループを作るかどうかについてはこの会議では決められないように思いますが、下山委員のおっしゃった安全面、丹藤委員からの専門的なご意見などを参考にして、次回からもう少し委員全体が納得できるような丁寧な資料作りをしていただけたらと思います。</p>
奥寺委員	<p>先ほどからのお話を聞いてますと、今回のように1回の説明では問題があると思えます。小委員会を開けないとすればアンケート方式みたいなものでもいいので、問題を提議してもらってやればいいのかというのが一つの案です。</p>
片桐会長	<p>それでは他にご意見がなければ表決をとらせていただきたいと思います。 まず更新登録1団体につきまして、更新登録を可とすることにご異議ある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
他委員	<p>(異議なし)</p>
片桐会長	<p>異議なしと認めまして更新登録1団体につきまして、更新登録を可とすることに決定させていただきます。 次に新規登録申請団体すべてについて新規登録を可とすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
他委員	<p>(異議なし)</p>
片桐会長	<p>異議なしと認めまして、新規登録すべてを可とすることに決定させていただきます。 本日の案件はこれで終了させていただきたいと思います。</p>